

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成28年6月30日（木）10:46～11:12

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曽沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<提案者>

信貴 芳則 大阪府岸和田市長

村上 和也 大阪府政策企画部特区推進監

丹後 晋哉 大阪府環境農林水産部農政室整備課参事

栗栖 和道 大阪府岸和田市産業振興部総括理事

<事務局>

佐々木 基 内閣府地方創生推進事務局長

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

田中 誠也 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 都市農業のための国家戦略特区提案

3 閉会

○藤原審議官 それでは、続きまして、この後、関係省庁も呼んでおりますが「都市農業のための国家戦略特区提案」ということで、これは昨年の12月、委員の方にもお配りしておりますけれども、第7回の関西圏区域会議で提起された、①株式会社の取得条件緩和、②農地への全面コンクリート打設解禁、③農地転用規制の緩和という3点でございます。①に関しましては、恐らく強い御要望がおありになると思うのですが、今月1日、会期末を迎えた前通常国会で国家戦略特区法の法改正をいたしまして、当面、かなり地域を限定して養父市を中心にやっていこうということで、決着しております。本日は、この御

要望の中の②、③のところです。全面コンクリート打設解禁、農地転用規制の緩和というところにつきまして、まず大阪府、それから、今日は信貴岸和田市長にもおいでいただきまして、区域会議で御提案の中身の御説明を最初に10分ほどしていただいた上で、11時から農水省と議論という形にさせていただければと思っております。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○村上特区推進監 大阪府の特区推進監、村上でございます。

都市農業の振興のための提案ということで、これは先ほどございましたように、岸和田市さんからの御提案を受けまして、区域会議で松井知事から御検討をお願いしたものでございます。本日は、こういう機会をいただきまして、ありがとうございます。

この提案は、これまで農業分野、どちらかといいますと人手不足でありますとか、耕作放棄地の解消といった視点での議論が多かったと思いますけれども、一つの特徴として、都市型の高収益の農業を目指すという点がございます。それと、女性でありますとか障害者、そういった方への農の担い手、そういった方にも農を担っていただきたいという、層を広げていくというのが一つの特徴でございます。

もう一つ、本日お見えの岸和田市の信貴市長を中心に、地元JAあるいは農業委員会など、地域の関係者が一丸となって意欲的に取り組んでいこうとしておられます。

ということで、この後の説明、ぜひよろしくお聞き取りいただきまして、お力添えをお願いしたいと思います。

それでは、説明に先立ちまして、まずは岸和田市長から御発言をお願いしたいと思います。

○信貴市長 岸和田市長の信貴でございます。

今日は貴重な時間をありがとうございます。

本市は、300年以上続く五穀豊穣を祈願するだんじり祭りが有名でございます。泉州水なすなどの野菜、そして、糖度でギネス登録をされました包近の桃などの果樹を始めとして、さまざまな農作物の供給地として重要な役割を果たしてまいっているわけでございます。

特区提案をさせていただいております岸和田市の丘陵地区に隣接して開設されております道の駅・農産物直売所「愛彩ランド」では、毎年14億円を超える地場産農産物の売り上げがございます。当市の重要な産業である農業のこれからの一層の発展とともに、全国に先駆けた先導的な都市近郊農業の取り組みを行おうと、現在、この地区で大阪府により34ヘクタールの農地整備を進めています。整備後は、企業などの新規農業参入の積極的な促進と、基幹的な農家の規模拡大、法人化を強く押し進めてまいろうと考えているわけでございます。

このたび、この取り組みを進める条件を整えるため、特区提案をさせていただいた次第でございます。農家の方々からも期待の声が上がっており、農業委員会には御賛同をいた

だき、地元農協でありますいづみの農業協同組合、そして、地元農業団体の認定農業者協議会、農業研究クラブ連絡協議会、4Hクラブに共同提案者となっていました。お詫びいたします。

我々の取り組みがモデルとなり、今後の大阪の農業、ひいては日本の農業全体の発展につながっていくと確信しているわけでございます。どうか御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。御審議よろしくお願い申し上げます。

○栗栖総括理事 それでは、岸和田市の栗栖のほうから説明をさせていただきます。

市長から説明がありましたように、農家などからも大きな期待の声が上がっておりまして、実は岸和田丘陵で規模拡大とか新規参入を希望される方に、農家、企業の登録をしていただくエントリー制度というのを25年からやっておりまして、今、実際に法人が22件、個人が55件ということで、非常に大きな希望をいたしているところです。

その方々にいろいろお話を聞き取りましたところ、幾点か条件整備の必要性が浮き彫りに上がってきたと。このたび特区提案をさせていただきます、お手元にお配りしております提案①、提案②というところを特に出させていただいている次第であります。

まず一番初めの提案①の農地への全面コンクリート打設ということで、もうこれは今までほかの府県さんも提案されているとは聞いているのですけれども、今回、いろいろ聞き取りの中で、やはりだんだん府内でも増えてきておりますが、水耕栽培とか植物工場というようなものを平面的な地盤に設置することが望まれている。それから、障害者の雇用においても、車椅子等の移動がありますので、やはり働きやすい環境としてのニーズも高いです。農水省さんも最近推進されています農業のICT化ですね。そういったところで生産情報の計測とか伝達というような機器を設置するのにも、平面的なきちんとした地盤が必要だというところもあります。また、こういったことをすることによって、今後、多様な営農形態の選択肢を与えることにもなって、さまざまな展開が考えられるのではないかということです。

論点のところに書かせていただいているだけでも、コンクリート打設をするともう農地ではないというような判断がある中で、農用地利用計画の用途変更、また農地法の転用許可というのが必要になってくる。現在、農業の形態というのは多様化している中で、ぜひともこの新しい農業についても、それを営んでいるところを農地として取り扱って、それらの手続が不要になるように取り扱っていただきたいというのが1点目です。

2点目が、次のページになります。これがいわゆる農地転用規制の緩和ということで、障害者雇用とか、女性とか、さまざまな農業の担い手の方が今、農業に参入されようとしています。今まで農家の方が自分の家から農地に通う形態ではなくて、それ以外の方が農地にやってこられるという中で、新たに更衣室なり、トイレなり、事務室というようなものが必要になってくるのが現実で、論点の下のほうに書いておりますけれども、例えば我々の市の中で3,000平米のビニールハウスをやられていて、20名の従業員の方がいらっしゃるのですが、80平米でもほとんど足らなくて大変な状況だと。

今後、我々が丘陵地区で3ヘクタールほど企業の新たな参入を考えております、そこ

になってくると、もっとこれ以上の大きな規模の企業なり法人さんが入ってこられますので、やはり非常に大変だろうということです。

今、この転用許可といいますのは、農地法では200平米以下は許可不要になっているのですけれども、200平米から90平米になりますと、今度、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法で開発許可をとらなければならないということになっております。今、申し上げましたように、90平米以下になると農振法では許可不要になっているのですけれども、90平米では足らないと。やはりせめて農地法で転用の許可不要となっている200平米まで広げていただきたいというのが2点目の要望です。

農振法で開発許可の申請が不要になったとしても、農用地利用計画の変更という別の手続もありますし、都市計画法のほうでもチェックが入りますので、まずはこここの部分の緩和をお願いしたいということです。

このお話について、我々のいずみの農協の専務なり、農業委員会の会長に話をしましたところ、基本的に農業に関して規制に対する考え方を変えてほしいというのを言ってきてほしいという話だったのです。農業をする者は、やはり農地をなくしたくないというところから発想を考えていただきたい。今回、例えば事務所とかそういうものをつくっていくというのも、やはり皆、最小限度で今まで対応してきた。でも、これからは福祉の連携とか、若い担い手、それから女性といった新たな参入者を受けるためには、今までの数値基準というか規制では手狭になっているのは目に見えているのだというところをわかっていただきたい。悪いほうへ悪いほうへ考えて規制をかけるのではなくて、よいほうに考えて規制を、参入させて農業を元気にしていくというような観点で、こここの部分については考えていただきたいというようなことを特におっしゃっておりました。

恐れ入ります。以上で提案を終わらせていただきます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、本間先生、御意見、御質問をお願いします。

○本間委員 ありがとうございました。全面的に賛成といいますか、私自身も10年近く前から植物工場を農地としてみなすべきだという主張で農水省と闘ってきたので、ぜひ推進したいところです。

今、最後におっしゃった、農業者の現場の方々が非常にそれを強く望んでいるということを訴えていきたいと思っています。これまでだと、植物工場だと小さな土地を使って、そこにビルを建てて、要するに農外者が入ってきてやるときに、勝手にそこを農地としてみなせなどという主張が非常に多かったと農水省は理解しているのです。福祉農業等を含めて、これから展開として必要なところですし、6次産業化などと言っているときには、やはりどんどん状況が変わっていって、加工サービスまで含めて一体化してやっているときには、そこは全て農地だと認めてもいいのではないか。したがって、税制の措置もそれ全部農地とすべきだとまで思っているところです。

後でまた農水省が来たときに主張はしますけれども、やはり農地の定義そのものの変更

を認めていくことが必要で、ただし、これを全面的な解釈の変更ではなくて、特区として大阪ないしは岸和田でやることの意義みたいなこと、全国に先駆けてというところを強調しておくべきだと思います。今、十分伺いましたけれども、具体的に、先ほどエンタリー制度で法人22件、個人55件ですか。これはどういう制度になっているか、そこをまずお聞かせいただけますか。

○栗栖総括理事 いろいろな条件を示すのではなくて、我々の計画図を見せた中で、今後、何年後かぐらいにここで農地の整備ができますと。ここのロケーションの中で農業の拡大をしたい方、新規参入されたい方はどなたですかという、その程度の条件の中で登録をしていただいているので、実際に参入する時点でいろいろ条件が変わってくると、その人数も変わってくる可能性はあります。だから、漠然として、岸和田のそこの地区で農業を始めたい、広げたいという方がそれだけいらっしゃるということです。

○本間委員 その中で、例えば植物工場だとか、福祉農業だとか、そういうあたりにかかわりたいという人数だとか、強い意思だとか、そういうところがもう少し見えてくると、特区でまずやってみようという主張が出てくると思うのです。

○栗栖総括理事 そうですね。この中でそういう方を16件ほど選んでヒアリングした中で。

○丹後参事 16件というのは、大阪府内で障害者雇用とかで生産法人で参入された法人さんであったりとか、法人化した農家であったり、研究機関等にいろいろヒアリングをさせていただいて、この3項目についてどうとらえられるか。また、そういうことが可能になればどうされますかというようなことをヒアリングさせていただいております。

全面土間コンについては、夏場の温度が上がるというようなデメリットもあるけれども、冬場の温度が一定に保てるということで、営農形態によって選べるものだということと、あとはコストがかかるので、そこの営農の中身によって取り組む、取り組まないというお声もありました。あと、実際に大阪で多い水耕栽培につきましては、水をためていますので均平さが必要ということで、土でありますとどうしても浮力が生じる中で、調整をしながら水平を保つ手間があるということで、当然、作柄にも影響してくるということで、そういうことであれば、水耕栽培している者としては、岸和田で参入できるのであればやってみたいというお声もございました。あともう一つ、水耕栽培用に養液をためておりますけれども、そこは聞き取った方からの伝聞ですが、豪雨のときにハウスの中に水が入ってきたときに、浮力でそのタンクが浮き上がって、その後の回復に非常に手間とお金と休止期間が生じたというようなことがあって、そういう中で水耕栽培する場合に、全面的に土間コンを打つということに魅力を感じるというお声もいただいてございます。

○八田座長 今の障害者、女性などについてというのは、岸和田市さんがイニシアチブをとってやるという特色が特区として出せると思うのですが、今の水浸しになって浮き上がってしまうと、これも岸和田の特色なのですか。

○丹後参事 そうではなくて、参入された方から、よそで聞かれた話として豪雨のときにそういう苦労をしたということを聞かれているというので、自分のところに置きかえて、

土間コンを張れるほうがいいなというお声をお聞きしたと。

○八田座長 そうすると、本間先生の言われたことの繰り返しになりますけれども、これは全国でやりたいと。それを岸和田でまず最初の例をつくりたいというわけですけれども、その理屈ですね。岸和田がここの最初のバッターとして価値があるのだという、それは何かありますか。というのは、そういうのがあると農水省側としても理屈がつくから楽だと思うのです。

○栗栖総括理事 これは日本国中、遊休農地が増えたりとか、農業の暗い面でいろいろ問題があると思うのですけれども、特に岸和田の場合、先ほど市長が申し上げたように、非常に都市農業が今、盛んになりかけていますと。年間14億も売り上げがある。これは多分、全国でも屈指だと思うのですけれども、それを起爆剤にして周辺の農家も非常に元気になってきていて、今回の整備についても、農業参入したい、拡大したいという農家の方がいらっしゃる。いわゆる都市近郊農業として見本となれるような条件が非常に岸和田にはそろっているのではないかと。そこでこういうことをやってみたときにどれだけの効果が出るのかというのは見せられるのではないかと思っています。

○八田座長 それでいいですか。

○本間委員 あとは、今、具体的に植物工場としてやられているようなところはあるのですか。

○丹後参事 太陽光をコントロールした植物工場ではなくて、太陽光を使ったハウスで水耕栽培。植物工場の概念は広いと思いますけれども、そういうものは多くございます。障害者雇用で参入される企業さんというのは、水耕栽培をやられて入られるというのが大阪の中では多数、事例としてございます。

今回の岸和田の場合は、市長の御挨拶がありましたけれども、34ヘクタールの基盤整備するエリアに限ってモデル的に、市全域ではございません。そこで入れる中で、区画がきれいになり、パイプラインで水を流すということになっておりますので、用水も確保されている中で新しい農業にチャレンジいただく。区域も限られていますので、農業委員会も目を光らせやすいという環境の中でモデル的に取り組みたい。そういう中身になってございます。

○八田座長 ほかに御質問、御意見はございますか。

原委員、どうぞ。

○原委員 私、聞き落としていたら申し訳ありません。これは12月の区域会議のときの御提案との関係で言うと、農地転用について、農業用施設に位置づけということになっていましたが、これは農業用施設に位置づけた上で今回の面積についての御提案ということで理解してよろしいのか。それからもう一つ、株式会社の農地取得のほうは今回はどうされるのでしょうか。

○村上特区推進監 農業用施設への位置づけという、当初そういう書き方をしていましたのですが、実は省令が改正されて農業用施設にはもう既に位置づけられております。ただし、

その農業用施設に転用する際に手続がいろいろダブっていますので、そこを簡素化してほしいという提案でございます。

それから、第1点目の提案につきましては、我々、要望、提案として、希望としては持っておりますが、今日の議論の中ではやらないという仕切りになっていると聞いております。

○藤原審議官 関係省庁は②と③の点でということで呼んでいますので。

それでは、今の前提で関係省庁の感じを説明して下さい。

○田中参事官 まず、全面コンクリート張りにつきましては、関係省庁のほうは農地法なり農林水産事務次官通知の中で耕作の目的に供するものということで、そういう定義があるのでなかなか難しいというような見解をお示ししております。

もう一つの開発許可の平米の関係につきましては、その周辺の農地への影響等がなければ、支障がなければ許可ができる仕組みになっているということで、その許可をするに当たっての手續についても、既存の資料等を使って特に大きな負担はないというようなことでの見解が今のところ示されております。

以上です。

○八田座長 農振法でもできるということですか。先ほどの御説明では、農地法ではできるけれども、農振法は90平米から200平米のところが問題になっているとおっしゃったけれども、農振法も制約になっていないという主張なのですか。農地法が制約になっていないのはわかっているけれども。

○田中参事官 農振法につきましても、特にその周辺に著しい影響がなければ許可ができますよということで、そういう見解を示していると。

○原委員 御説明は、その許可が必要になるので、許可が必要になることを外してほしいというお話だったのですけれども、簡単にとれるではないかと言われている。そこはそんなことはないということですね。多分、手續は大変なのですね。

○阿曾沼委員 私はある企業がIT工場施設を活用してレタスを作っている施設を視察したことがあるのですが、どうして全国展開しないか伺ったときに、工場を建設し、ICTで工程をコントロールするなどの設備投資をし、投資回収を考える中で、やはり固定資産税等の税の問題も大きいと言っておられました。事業を始めることは簡単だけれども、事業継続をする考える場合、コストを安くし競争力を上げる上で税制の問題も含めて重要なのだろうと思います。

○八田座長 会津の場合には税制は。

○阿曾沼委員 それは企業の敷地内でやっていますから、企業にかかる税制の中でやっています。基本的には租税コストが掛かれば消費者価格にコストが転嫁されるので、市場性や競争力がなくなってしまいますね。実際非常に高額になっていました。コストが掛かれば市場価格が高額となり、市場が狭まり、市場が狭まれば事業として成立しない可能性もあります。それをどう解消するか。岸和田がやるということと、その辺の事業性をどう担

保してあげるかということが重要なポイントになりますね。

○村上特区推進監　まさにおっしゃるとおりで、税制上も農地のままですと、例えば固定資産税の価格もそうではない場合に比べて、農地から農業用施設の造成費見合いの評価額になりますと、大体40倍から100倍に評価額が上がってしまうのです。なので、本当であればそこも提案の中に入っているのですが、今日は農水省さんを対象のワーキングと聞いておりますので、そこはまたターゲットが異なるだろうということで、今日はちょっと。

○阿曾沼委員　岸和田は路線価も高いでしょうからね。

○藤原審議官　お呼びしますけれども、皆さんには残っていただくのですね。御提案との関係でいろいろとまた御質問もあると思いますので、そのままおいでいただいた上で、信貴市長はお帰りいただくのですか。市長、どうもありがとうございました。

○八田座長　どうもありがとうございました。